

令和4年3月18日

産業医部会部会員各位

鎌倉市医師会会長 山口 泰
産業医担当理事 木村 耕三

事務所衛生基準規則の一部を改正する省令の施行等について

標記の件につきまして神奈川県医師会より通知がまいりましたのでお知らせいたします。

事務所衛生基準規則の一部を改正する省令の施行等について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、標記のことにつきまして日本医師会より本職宛てに周知依頼がございました。

令和4年3月1日に事務所衛生基準規則の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第29号）が公布され、同年4月1日から施行することとされました。本改正の趣旨、内容等については、別添のとおりです。

つきましては、貴会においてもご了知いただき、貴会会員並びに産業医の先生方にご周知いただきますようお願い致します。

なお、本改正につきましては、下記URL（厚生労働省）に掲載されていることを、併せて申し添えます。

記

本件掲載URL「事務所における労働衛生対策」（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000207439_00007.html

以上

問い合わせ先
健康医療課 担当:保田
横浜市中区富士見町3-1
TEL.045(241)7000 FAX 045(241)1464
E-mail k-yasuda@kanagawa.med.or.jp



日医発第940号 (健 I 267)
令和 4年 3月 10日

都道府県医師会長 殿

公益社団法人 日本医師会
会 長 中川俊男
(公印省略)

事務所衛生基準規則の一部を改正する省令の施行等について (周知依頼)

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度、厚生労働省労働基準局長より本職宛に件名について、別紙のとおり周知依頼がありました。

令和4年3月1日に事務所衛生基準規則の一部を改正する省令 (令和4年厚生労働省令第29号) が公布され、同年4月1日から施行することとされました。本改正の概要は下記のとおりです。また、本件につきましては、別添のとおり、同局長より都道府県労働局長宛に指示されております。

つきましては、本改正の趣旨を御理解いただき、貴会会員ならびに貴会関係郡区医師会等への周知方につきまして、特段のご高配を賜われますよう、お願い申し上げます。

なお、本改正につきましては、下記URL (厚生労働省) に掲載されていることを、併せて申し添えます。

記

1. 本改正の概要

事務所において、事業者が空気調和設備を設置している場合の、労働者が常時就業する室の気温の努力目標値が改められた。(事務所則第5条第3項)

「17度以上28度以下」 → 「18度以上28度以下」

2. 本件掲載URL「事務所における労働衛生対策」(厚生労働省)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000207439_00007.html

以上

基発 0301 第 2 号
令和 4 年 3 月 1 日

公益社団法人日本医師会会長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

事務所衛生基準規則の一部を改正する省令の施行等について

労働基準行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、事務所衛生基準規則の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第29号)が令和4年3月1日に公布され、同年4月1日から施行することとされたところです。本改正の趣旨、内容等について別添のとおり都道府県労働局長あて指示しております。

つきましては、貴団体におかれましても、この趣旨を御理解いただくとともに、厚生労働省ホームページに掲載の内容も参照いただきながら、会員事業場等関係者に対する本改正内容等の周知に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

【関係ページ】事務所における労働衛生対策 | 厚生労働省
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000207439_00007.html

基発0301第1号
令和4年3月1日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

事務所衛生基準規則の一部を改正する省令の施行等について

事務所衛生基準規則の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第29号。以下「改正省令」という。）が令和4年3月1日に公布され、同年4月1日から施行することとされたところである。改正の趣旨、内容等については、下記のとおりであるので、関係者への周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきを期されたい。

記

第1 改正省令の趣旨及び概要

1 改正の趣旨

世界保健機関(World Health Organization, WHO)が冬期の高齢者における血圧上昇に対する影響等を考慮してガイドライン(※)において室内温度の低温側の基準について18℃以上を勧告したこと及び同様の観点から建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令(令和3年政令第347号)により、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令(昭和45年政令第304号。以下「建築物衛生法施行令」という。)第2条について、居室における温度等の基準の改正が行われたことを踏まえ、事務所衛生基準規則(昭和47年労働省令第43号。以下「事務所則」という。)について所要の改正を行うものである。

※「WHO Housing and health guidelines」(WHO, 2018)

2 改正省令の概要

(1) 事務所則の一部改正

事務所則第5条第3項において、事業者は、空気調和設備を設けている場合は、労働者を常時就業させる室(以下「室」という。)の気温が「17度以上28度以下」になるように努めなければならないこととされているところ、室の気温の基準を「18度以上28度以下」に改めたこと。

なお、空気調和設備を設けている場合以外であっても、冷暖房器具を使用

することなどにより事務所における室の気温は18度以上28度以下になるようにすることが望ましいこと。

(2) 施行期日（附則関係）

改正省令は、令和4年4月1日から施行することとしたこと。

第2 関係通達の改正

- 1 昭和48年3月30日付け基発第188号「金銭登録作業の作業管理について」の別添の2（1）の表中の「17℃以上28℃以下」を「18℃以上28℃以下」に改める。
- 2 昭和50年2月19日付け基発第94号「引金付工具による手指障害等の予防について」の別添の2（1）の表中の「17℃～28℃」を「18℃以上28℃以下」に改める。